

資産負債観と収益費用観、その背景にあるもの

—財務情報の信憑性と実態開示—

若杉 明

I はじめに

会計基準は企業の会計実践を指導する規範として機能するが、たんなる会計実務規則ではなく、一定の会計原理により基礎づけられている。会計原理は、会計目的、会計諸概念の定義、会計測定法、開示法などから構成されているので、企業会計がいかなる会計観に立脚しているかは、識者の重大な関心事となっている。

信用制度の発達や企業の大規模化による、保有固定設備資産の巨額化により、現金主義会計が存在意義を失った後、歴史的に資産負債観 (Asset Liability View) と収益費用観 (Revenue Expense View) という 2 つの会計観が対立的に存在するようになった。両者は、財産法と損益法ともよばれてきた。これら 2 つの会計観は同時に同じウエイトをもってある時代に企業会計を支配するというのではなく、どちらか一方が有力で支配的な場合、他方は影をひそめているという関係にあるというのが歴史的な事実である。

今日、国際的会計基準 (アメリカの会計基準—FAS や国際会計基準—IFRS) にあっては、資産負債観が支配的である。日本の企業会計制度は、IFRS へのコンヴァージエンスの動向に沿って、部分的に資産負債観をとりいれていながらも、基本的には、収益費用観が根幹にあり、両者の混合的性格をもっているといつてよい。両会計観はそれぞれ独自の事情を前提とする考え方に基づくところから、会計目的、会計諸概念の定義、会計測定法、開示法などに異なる特徴が認められる。2 つの会計観は成立つ背景を異にしているのである。

本稿では、まず、20 世紀に入って以降今日にいたるまで、2 つの会計観のうち、その時々々の社会経済的環境の変化に応じて、どちらが企業会計の原理として指導性をもっていたかを概観する。ついで 2 つの会計観の特質を会計目的、会計諸概念

の定義、会計測定法などにわたって考察する。さらにのれんの会計をとおして、2 つの会計観のもつ特質がいかなる社会的背景ないし要請によって規定されているかについて検討を加える。このようにして 2 つの会計観の特質をさぐり、よって立つ背景を明らかにすることが本稿の意図するところである。

II 会計観の変遷

今日、国際的会計基準においては、資産負債観が支配的となっているが、わが国の企業会計では、収益費用観が中心となり、国際会計基準との調和化およびコンヴァージエンスの影響を受けて、部分的に資産負債観が取り入れられている。会計観はこのような現状を見ても分かるように、いつの時代でも、どこの国においても一定で変わらないというものではなく、一国においても時代の移り変わりにより、また国ごとに、異なるのが事実である。

戦後、とくにわが国の企業会計に大きな影響を与えたアメリカの事情を考察すると、その間の事情がよく理解される。アメリカにおいて、1929 年に起こり、世界に伝播していった経済恐慌は、この国の会計観を一変させる契機となった。この出来事の起こる前の会計観は財産法、今でいう資産負債法であった⁽¹⁾。

アメリカにおける会計学の成立は、ほぼ 19 世紀の末葉から 20 世紀の初頭 1910 年頃までに完成したと考えられている⁽²⁾。この時期から 1930 年頃までにいたる期間は、財産計算を中心とする会計理論が支配的であったとみることができる。この時期において企業会計は、財政状態の把握、経営成績の測定、その他種々の目的の達成に貢献していたが、財政状態の把握が他の諸目的に比して有力

な地位を占めていた。

このような状況の背景には、企業の資本構成における短期的資本の比率が、当時長期的資本に対して相対的に高かったことがあげられる。そのために短期的資本の拠出者としての短期債権者のウェイトが他の利害関係者に比べて著しく大であった。短期債権者の出資先企業に対する主要な関心は、債務者としての企業の債務返済能力にある。債務返済能力は、貸借対照表上に示される財産状態に表わされる。

1929年に起こった経済恐慌により、多くの大企業が倒産の憂き目にあった。これらの企業の多くは、資産の評価を時価で行い、未実現の評価益を計上し、算定された未実現利益を含む利益を配当などの形で処分するのを常としていた。そのために、このような企業の財務的基盤が不健全化し、経済恐慌という激震にあって倒産するにいたったことが明らかにされている。時価評価は、取得原価評価と異なり、資産などの現在の経済価値を測定し、その実態を明らかにしようとするものである。しかしながら時価評価によって算定された評価益は、未実現であるため、これを裏付ける貨幣性資産が存在しないことと時価は経済情勢の変動にともなって常に変わりうるものであることから、未実現の評価益を処分することは、企業の財務的基盤を弱体化する危険を免れない。

1929年の経済恐慌時に、時価評価を行ってきた企業が数多く倒産したことにより、これらの会社の多数の投資者は、大損害を被ることとなった。このような状況下にあつて、危険の多い産業界への投資に見切りをつける投資者が続出したので、産業界は、外部からの資金調達が困難となり、危機的状況に陥った。そこで投資者をつなぎとめることの重要性に気づき、このようにして当時展開されたのが、投資者保護運動であった。このキャンペーンが企業会計の分野で活発化したのが、投資者のための会計(Accounting for Investors)であった。

投資家のための会計にあつては、経済恐慌以前の会計実践の在り方を厳しく批判し、時価評価による未実現の評価益の計上を徹底的に禁止する方策を選んだ。1930年代に入って、公表された当時のアメリカ会計士協会(AIA)の公表した会計五原則⁽³⁾やアメリカ会計学会(AAA)の会計基準⁽⁴⁾においては、資産の時価評価を厳しく禁じ、取得原価

基準によるべきことおよびこれと密接な関係にある収益認識にさいしての実現基準が強く打ち出されていた。すなわち取得原価(歴史的・原価)評価・実現基準を中心とする会計観の確立である。

このようにして1929年の経済恐慌を境に、それ以前の財産法の会計観に立ち、時価主義による評価と未実現利益の計上を容認していた企業会計のパラダイムが、時価評価を禁じて取得原価を原則とし、未実現利益の計上を厳禁する会計観に大きく変革したのである。財産法から損益法への会計観の大転換、すなわちパラダイム変革である。

わが国の企業会計にあつては、1945年の終戦ののち、1949年の企業会計原則の設定によって、明治年間にドイツ商法を母法として制定された商法の下で続いてきた財産法に基づく企業会計に並行して、アメリカ式の近代会計制度が導入され実施されてきた。企業会計原則に基づく企業会計は、前述の1930年以降のアメリカの会計制度を取り入れ、損益法に徹したもので、取得原価評価・実現基準を中核とする厳格な取得原価主義会計であり、その基盤は今日でも維持されている。ただ既述のように、IFRSとの調和化やコンヴァージェンスによって、部分的に資産負債法的要素が、たとえば金融商品会計基準における時価評価の導入のように、入り込んできている。だが現在のところ基本的会計思考は、損益法ないし収益費用法であるといつてよい。これに対してIFRSも現在のアメリカの会計基準も、完全に資産負債法に基づく会計観に立脚している⁽⁵⁾。日本の金融商品取引法会計が今後IFRSの完全な導入を決定することになるならば、我が国も資産負債法に基づく会計観を基礎とすることになるであろう。

アメリカにおける会計観は、20世紀の20年代までの財産法から1930年代以降、損益法に転換したが、それから80余年後の現在では財産法と基礎を同じくする資産負債法に変わっている。紙幅の制約上、この間の転換の事情を解説することは別の機会に譲り、省略する。IFRSもこれと軌を一にする会計観に立っていること、そして日本の会計基準は収益費用法に立脚しながらも、資産負債法的要素を部分的に取り入れた一種の混合的会計観の性格をもっているのが現状である。そこで次節では、2つの会計観のもつ特質について検討を加えることにしたい。

Ⅲ 資産負債法および収益費用法の特質

(1) 資産負債法

資産負債法は、20 世紀初頭までは財産法とよばれていた⁽⁶⁾。財産法の性格については、およそのところを前節において概説した。財産法が会計観として支配的であった当時の社会経済的環境は今日のそれと、100 年の開きがあるため、大きく相違している。そこで現在 IFRS において支配的な会計観をもって、資産負債法の特質をとらえるのが妥当であると考えられる⁽⁷⁾。

財務諸表開示の目的は、IFRS の概念フレーム・ワークの第 12 条において、広い範囲にわたる利用者が経済的意思決定を行うのに必要な企業の財政状態、経営成績および財政状態の変動に関する情報を提供することにあるとしている。財務諸表の利用者として、現在または潜在的投資者、従業員、金融機関のような資金の貸付者、仕入先その他の取引相手、得意先、政府・監督官庁および一般大衆があげられている。そしてこれらの利用者は、各自の固有の必要性すなわち情報要求を満たすために財務諸表を利用するとしている。そしてこれらの利用者の関心事を次のように述べている。

リスク資本の提供者とそのアドバイザーは、投資に関する固有のリスクおよび投資からえられる利益に関心をもつ。投資者は、購入、保有または売却に関わる意思決定に役立つ情報を必要とする。株主は、企業の配当支払い能力を評価するのに役立つ情報に関心をもつ。

従業員およびその代表者は、雇用者である企業の安定性および収益性に係る情報に関心をもつ。従業員はまた報酬、退職給付および雇用機会を提供する企業能力を評価するのに役立つ情報にも関心をもつ。

貸付者は、貸付金および利息が期日に支払われるかどうか判断できる情報に必要性を感じず。

仕入先その他の取引相手は、支払われるべき金額が期日に支払われるかどうか判断できる情報に関心をもつ。

得意先は、当該企業との取引関係が長期にわたり、故に重要性が大なる場合、企業の存続の可能性についての情報に関心をもつ。

政府・監督官庁は、資源の適正配分に係る企業活動に関心をもつ。また企業活動の規制や課税政

策の決定、国民所得統計などの作成の基礎となる情報を要求する。

企業は様々な形で地域経済に奉仕し、一般大衆に影響を与える。企業の提供する財務諸表は、その事業活動の現状、動向、発展の可能性等に関する情報の開示により、社会的に貢献する。

ここで資産負債観における主要概念の定義についてみてみよう。IFRS の概念フレーム・ワーク 49 項、70 項、89 項および 91 項によると次のとおりである⁽⁸⁾。

資産とは、過去の取引事象の結果として、当該企業が支配しており、将来それより経済的便益が当企業に流入すると期待される資源をいう。ただし経済的便益が流入する可能性が高いこと、および資産の取得に要する原価または資産価値が信頼性をもって測定できることが認識要件となっている。

負債とは、過去の取引事象から生じた当該企業の債務である。そしてその決済により経済的便益をもたらさうる資源が、当企業より流出すると予想されるものをいう。ただし資源の流出する可能性が高いこと、および決済金額が信頼性をもって測定できることが認識要件となっている。

資本ないし持分とは、当該企業の保有する資産より負債を控除した残りの資産に対する請求権をいう。

収益とは、一会計期間において資産の流入、価値の増加または負債の減少をもたらす経済的便益の増加をいう。ただし持分参加者からの拠出によるものを除く。なお経済的便益の増加が信頼性をもって測定可能であること、および経済的便益の増加または負債の減少と同時に認識されることが、計上の要件となっている。

費用とは、一会計期間における資産の流出、価値の減少または負債の増加をもたらす経済的便益の減少である。ただし持分参加者への配分によるものを除く。なお経済的便益の減少が信頼性をもって測定可能であること、および負債の増加または資産の減少と同時に認識されることが、計上の要件となっている。

IFRS においては、損益計算書に比べて貸借対照表を重視している。そのためか、資産および負債の諸項目は、時価ないし公正価値による評価を原則としている。利益は、貸借対照表を場として、資産と負債の差額である純資産ないし資本の期首

および期末の有高の比較によって算定される。この関係を数式をもって表せば、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{利益 (包括利益)} &= \text{期末純資産額} - \text{期首純資産額} \\ &= (\text{期末資産額} - \text{期末負債額}) - (\text{期首資産額} - \text{期首負債額}) \end{aligned}$$

IFRS においては、利益は包括利益とよばれる。包括利益は一つの数値として算定される。だがこれだけをもってしては、利益のもたらされる具体的な要因である経営活動業績を示すことができない。そこで利益をもたすプラスの要因である収益とこれをうるための経済的犠牲、すなわちマイナスの要因である費用とを損益計算書の形で表示するのである。

前述のように、財務諸表のうちで、貸借対照表が重視されている。損益計算書には利益の内訳を示す付属明細表の地位が与えられているにすぎない。そして損益計算書は、2つの期の貸借対照表を結びつける連結環の働きをもつものと位置づけられている。IFRS におけるこのような資産負債法の会計観は、かつての財産法の考え方と軌を一にしているといつてよい。

(2) 収益費用法

収益費用法は第2節で述べたように、財産法に対するアンチテーゼとして1930年代にアメリカに出現した。第2次大戦の後、企業会計原則の形でわが国に導入され、若干の修正を加えられながらも、今日の日本の基本的会計観となっている。わが国の会計学履修者は例外なく、企業会計原則を会計学原理として学んでいるため、収益費用法については確かな知識をもっているといつてよい。そこで本節では、両会計観を対比して問題にするために、(1)で述べたことに対応して、収益費用観の特質を整理することにしたい。

財務諸表開示の目的は、資産負債法におけるそれと変わるところはない。利用者であるステイク・ホルダーの範囲も、彼らの利用目的も同じであるといえよう。だが会計主要概念の定義には、収益費用法独自のものが認められる⁹⁾。

資産は、その取得にさいして支払われた対価、すなわち原価として認識される。そして企業の目的活動に投入されることにより、種々の便益をもたらす役務提供能力(Service Potentials)を有す

る資源である。原価として認識される資産は、将来企業活動に投入されて収益獲得に貢献することにより、費用に転換する。すなわち資産とは、将来費用にほかならない。

負債は債権者の持分で、企業財産に対する請求権を表わしている。すなわち企業がその財産をもって返済または履行しなければならない義務である。負債は一般に貨幣による支払義務、財貨の引渡し義務、役務提供義務、債権者の確定していない引当金、偶発債務など、その内容は極めて多種多様である。だがこの会計観の下にあつては、利益計算を重視するところから、負債は将来収益と認識される。

収益は企業が経営活動の成果として獲得した経済価値の増加である。具体的には、収益は商品や製品の販売、用益の提供などによって獲得された利得、負債の有利な決済によってえられた利得などである。収益はこれらの取引の結果、企業が経済価値を獲得したという現象を表すもので、収益そのものは具体的価値物を表すものではない。えられたものは、現金、売掛金、その他の債権などの資産である。

費用は、経営活動による収益の獲得のために経済価値が費消され、犠牲になったという事実を表す。具体的には、用役の利用に対する支出、資産の原価の一部または全部の費消、資産の時価の下落などから生ずる。費用と資産とは密接な関係をもっている。資産は企業が一定の対価を支払って取得した財貨や権利を表し、営業活動に対して有効な用益提供力の総体にほかならならない。土地を除くほとんどの資産は、経営目的などへの利用によって、用益提供力を減少させる。この減少分が費用にほかならないのである¹⁰⁾。

収益費用法においては、期間利益の精緻な計算把握が重視され、それによって計算構造が形成されている。まず期間利益は、資産負債法と異なり、当期の経営活動によって獲得された収益とこれをうるために犠牲となった経済価値の費消である費用とを対応させること(費用収益対応の原則)により算定される。この計算過程は損益計算書において展開される。当期の利益計算に関与しなかった収支項目は、次期以降に繰り越されるために貸借対照表に記載される。したがって貸借対照表は連続する2つの期の損益計算書を結ぶ連結環の役割を果たしている。両財務表の関係は、資産負債

法の場合と正反対である。

収益費用法にあっては、収益および費用を算定し、両者の差額として当期純利益を算定するので、収益および費用の認識および測定に厳格さが要求される。収益の認識にあたっては、確実性を重視して実現主義が適用され、資産については、時価評価による未実現の評価益の計上を防ぐために取得原価による評価が適用される。収益の認識における実現主義と資産の取得原価評価が有機的に結びついて、取得原価評価・実現基準が収益費用法におけるもっとも重要な基本原則となっている。これより費用の期間配分の原則を介して、取得原価は当期に費消され配分された費用と次期以降の費用となる資産とに分けられる。

費用については、期中に実現したものはいうまでもなく、発生したものを、期間利益計算の精緻化の上から、決算整理記入を通じて計上しなければならない。実現した費用とは、役務の提供を受けるとともに、対価の支払や債務の生じている項目を意味するもので、光熱水道料の支払額、支払運賃などである。発生した費用は、減価償却費や引当金計上額をはじめ、経済価値の費消はあったが、まだ対価の支払い時期にいたっていない費用項目などで、たとえば未払賃金給料、未払広告宣伝費などがあげられる。他方支出がなされ、または債務が生じているが、それに対応する経済的便益、すなわち役務の提供を受けていない事項、たとえば前払地代・家賃、前払保険料などについては、当期の費用から除外し、資産として次期に繰越される。

IV のれん会計を通してみた 2 つの会計観

(1) のれんの一般概念

前節までのところで、2 つの会計観の歴史的経緯およびそれぞれのもつ諸特性について考察した。両会計観は、それぞれが固有の性格をもちながらも、現代における企業とこれを取り巻く社会経済的環境との関係から、両会計観に共通する配慮がうかがえた。それは現代社会において企業に求められる諸要請が両会計観においても同様に受けとめられているからであろう。それは例えば、財務情報開示の目的、企業をめぐる各種のステイク・

ホルダーについての認識、彼らの財務情報の利用の仕方についての理解などに見ることができる。しかしながらそれにもかかわらず、両会計観には相異なる会計処理法が存在しているので、のれんの会計処理を例にあげて考察を行なう。そこでまず一般的なのれん概念について考察し、次いで両会計観における会計処理法について分析することにしよう。

のれんは一般に M&A や営業譲渡にさいして、被取得企業の資産および負債を公正価値によって評価することにより算定された純資産の貸借対照表価額と企業の取得対価との差額と認識される。のれんは設立後長い期間にわたって企業が営業上有利な条件や特権などを創り出し、同業他社よりも大なる収益力を有すると考えられる場合に、その超過収益力を資本還元した現在価値とみられている。計算的には、被取得企業の企業価値と貸借対照表上の純資産額との差額として算定される⁽¹¹⁾。

現在一般的には、他企業の取得にさいして、対価を支払って獲得した有償の買入れのれんについてのみ資産化が認められている。したがって継続企業が自己評価した自己創造のれんについては資産性が認められない。のれんの生ずる源泉をなす超過収益力は、企業が有能な経営陣をようしていること、優秀な技術者陣をもち、優れた工業技術力を備えていることなど多様な要素によって形成される⁽¹²⁾。

のれん概念についての以上の諸特性は、収益費用観においても、また資産負債観においても、共通に認められている。しかしながらのれんの会計処理については、両会計観は大きく相違しており、対立的である。そこで次に会計処理法をめぐる両会計観の考え方について考察することにしよう。

(2) 資産負債観におけるのれんの会計

資産負債観のもとにおいては、貸借対照表上資産の部に記載されたのれんは規則的、計画的に一定期間にわたって償却されることなく、当初の計上額をそのまま記載し続けるのである。ただし、のれんの価値の下落、すなわち減損に注意を払い、定期的に減損テストを行う。そして減損の徴候が認められるときは、これを認識し、それに相当する額を評価して、のれんの貸借対照表価額を減額しなければならない。すなわち減損の生じている

可能性があると思われるときは、それでも回収が可能と見積られる金額を推定する。そしてこれと帳簿価額との比較を行う。回収可能と見積られる額が、帳簿価額を下回るときに、両者の差額を減損損失として処理し、のれんの貸借対照表価額をその分減額するのである。ここに資産負債観の特質がはっきりと現れている。

資産負債観におけるのれんの減損テスト・減損処理法の心髄は、次の点にあると考えられる。すなわち M&A などにおいて買収される企業に対して支払われる対価は、貸借対照表に計上される企業の実態価値に基づいて算定された企業価値を表している。これに対して資産および負債は、公正価値をもって調整してあるとはいえ、複式簿記を用いて取引活動について記録計算された数値にすぎない。企業会計においては、貨幣的評価の公準を前提とし、正規の簿記の原則に基づいて当期間中の取引事象だけが認識・測定の対象となっている。しかしながら企業の実態のすべてがこのようにして記録計算の対象になっているわけではない。

すぐれたリーダーシップをもった企業経営者、有利な立地条件、製造業のもつすぐれた技術力、マーケティング能力、有利な立地条件等々は、先にあげた公準などの制約があって、期中における記録計算の対象からはずされている。しかしながら現実にはこれらの諸要素が、企業の超過収益力を生み出す主要な源泉となっている。定期的、経常的に行われる決算会計においては、これらの要素は記録計算の対象とはなっていない。

これにたいして M&A など臨時的に行われる企業の売買にさいしては、これらの要素は企業価値を構成するものとして、期中に行われた取引記録の結果として貸借対照表に記載される純資産に加えて、企業価値計算の対象とされる。このようにして計算された企業価値が被買収企業の取得対価となる。のれんが被買収企業の企業価値と貸借対照表上の純資産額との差額であるという説明は、

$$\text{企業価値（買収の対価）} = \text{のれんの評価額} + \text{貸借対照表上の純資産額}$$

という関係から導き出されたものである。

資産負債観にあつては、企業評価によって算定された企業価値の一部を形成するものとしてののれんは、企業価値が変わらない限り存続すると認

識して、定期的償却を行おうとはしない。しかしながら定期的に行う減損テストの結果、企業の経営力に低下の徴候が認められたときには、これを評価して減損処理を行う。このようなアプローチは、企業の実態を正確にとらえて会計処理を行うという、企業の実態把握を追求しようとする姿勢を表明したものであるとみることができる。だが減損テストを行うことにより、企業価値の実態にせまろうとする意図を感じ取ることができるが、そこには主観的判断の入る余地が少なからず存在する。減損テストが完全に客観的に行うものとは考えられないからである。

（3）収益費用観におけるのれんの会計

収益費用観のもとでは、貸借対照表に記載されたのれんの会計処理にあたっては所定の期間内に規則的、計画的に費用化を行う償却法が採用されている。わが国の企業会計では、戦後間もなくからこの方式が採用されてきており、今日でもそれは変わっていない。かつては5年以内に償却すべきこととなっていたが、その後、海外の基準に合わせて償却期間を長くし、現在は20年償却となっている。償却期間が短いほど、期間損益計算上1期間の償却費負担額が大きくなって利益を圧迫することになるので、償却期間を異にする国の企業との企業比較を行う上で、不都合が生ずることから、上のように、償却期間の延長をはかったという経緯がある。なお現在、国際的会計基準では、減損処理方式が採用されている。

償却方式をとる根拠は、次のとおりである。のれんは他企業の M&A を行うさいに、被取得企業が、超過収益を獲得する能力をもっていたとしても、新製品の開発が盛んで、競争の著しい現在の経済社会にあつては、そのような有利な経営能力といえども、いつそれが消滅するかわからない。したがって保守主義的視点にも配慮して、のれんを規則的に償却することによって、期間利益計算の適正化をはかることが重要であるとする。このようにして、のれんをいつまでも貸借対照表に記載し続けることに批判的で、規則的、定期的償却する立場をとるのが収益費用観の特色である。

償却方式に関連して、償却期間の妥当性が常に問題とされる。20年という償却期間を定めた理論的根拠は何か。償却期間を基礎づける理論的根拠は格別にはないといってよい。業界の状況に配慮

して、期間を定めるという考え方もあるかもしれないが、結局のところグローバル化した今日の経済社会において明日を読むことは神業に近く、熟練の経営者といえども確かな償却期間を予測することは、不可能であろう。したがって償却期間のピンポイント的決定は不可能であり、「腰だめ」的数値に頼らざるをえないのである。

以上を要するに、収益費用観にあつては、のれんの会計処理は、多くの人々が納得できる償却期間を定め、他企業の取得にさいして測定されたのれん額、すなわちその取得原価を重視し、これの償却期間への規則的な費用配分（毎期一定額を費用化すること）を行うことにより、期間利益計算の適正化をはかり、会計数値の比較可能性を確保しようとする。ただし経済環境の著しい変化により、企業の競争力が低下し、超過収益力の明らかな減退が客観的に認識される場合には、緊急措置として、減損処理を行うことも避けられない。

以上のれんの会計処理を例にとり、資産負債観と収益費用観の特質を比較考察した。次に以上3節にわたる検討をうけて、2つの会計観の背景にある考え方を明らかにすることにしよう。

V 2つの会計観の背景にあるもの — 結びにかえて —

以上資産負債観と収益費用観の特質を、歴史的経緯、諸特性およびのれんの会計処理を通して考察した。両会計観は、現代の社会経済的状況を反映して、共通する側面をもっていることが明らかにされたが、反面抜きがたい相違が根底にあることも認識された。ここで最後に、2つの会計観の背後にあると思われる基本的な考え方を整理して、稿を締めくくりにしたい。

まず第一に、資産負債観は資産および負債という実態価値を有する概念を重要視し、これをもって企業の取引事象を把握しようとする点が注目される。期間利益計算にあたっては、期首および期末における資産および負債の有高をとらえ、両者の差額である純資産の比較によって包括利益を求める。包括利益そのものも実態価値を表す概念であることはいままでもない。これに対して収益費用観にあつては、必ずしも資産や負債のような実態価値物にとらわれることなく、資産や負債の増減

変動にともなう映像にすぎない収益や費用の実現や発生に着目して、企業活動を認識しようとする。期間利益の計算も、

$$\text{当期純利益} = \text{期間利益} - \text{期間費用}$$

という図式にのっとり行われる。収益や費用の実現や発生は、資産および負債の増減変動を裏づけとして認識されるけれども、利益計算の主役は実態価値をもたず、たんなる現象にすぎない収益や費用である。そして資産や負債をも、前者を将来費用、後者を将来収益ととらえるのである。

資産負債観のもとでは、資産および負債の期末評価は、取引の行なわれたときの対価である歴史的な原価よりも、むしろ期末における公正価値や時価をもって行なわれる。歴史的な原価は取引が行われた時の市場価格であり、そのときの価値を表わすとしても、時の経過につれて実態価値は変化してゆくので、決算時にはその時の価値を表わすものではなくなっている。包括利益は、したがって期中の経営活動を取得原価評価・実現基準でとらえた値に、歴史的な原価と公正価値や時価との差分であるその他の包括利益を加味したものに他ならない。

$$\text{包括利益} = \text{当期純利益} + \text{その他の包括利益}$$

という数値関係はまさにそのことを物語っているのである。公正価値や時価は実際に行われた取引に係るものではないので、決算時にこれらの価値で再評価された資産や負債は実態的価値を示すことができるかもしれないけれども、取引に係る検証可能な客観的証拠を具備しているとは限らないために、主観的判断の介入する余地が大であつて信頼性の点で問題なしとしない。

収益費用観は、以上に対して、歴史的な原価主義に立つために、貸借対照表に記載される資産や負債の評価額は取引の行われたさいの取引価額で表わされ、決算時の公正価値などとは相違することが多く、実態開示の点では劣っているといわなければならない。だが歴史的な原価は取引時の実際の数値を表し、取引に係る検証可能な客観的証拠⁽¹³⁾を備えているので、主観的判断の加わる余地が少なく信憑性は高い。

以上の比較考察により、資産負債観は企業経営

の現実を公開するにあたり、実態開示を前面に打ち出すが、主観的判断の介入する余地が多いため、情報の信憑性の点では問題なしとない。これに対して、収益費用観は、恣意的判断の介入しがちな実態開示よりも、恣意性に入る余地が少なく、情報の信憑性を強く志向するところに特色がある。

収益費用観のもつこのような特性は、第 2 節で考察した 1929 年の経済恐慌のさい、時価評価を行っていた大企業が倒産した結果、投資者が大きな損害を被ったことから、投資者保護のための会計というキャンペーンを行なわざるをえなかった教訓に深く根ざすものと考えられるのである。

(注記)

- (1) この間の事情については、次の拙著に詳しい。
『企業会計基準の構造』実務会計社 1966 参照。
- (2) これを跡づけるものとして、後掲のハットフィールドの書物をあげることができる。
- (3) 現在の AICPA の前身であるアメリカ会計士協会が、財務諸表監査制度の改善の目的で、1932 年に設けた「ニュー・ヨーク証券取引所との連絡特別委員会」によって公表された意見書を取りまとめて、1934 に公刊した会計五原則をさす。ここでは取得原価評価・実現基準などが強調されている。黒澤 清先生の後掲書 p. 138。
- (4) アメリカ会計学会、A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Report , 1936。
- (5) 徳賀芳弘、「会計における利益観—収益費用中心観と資産負債中心観」、斎藤静樹編、『会計基準の基礎概念』中央経済社 2002、pp. 147~177 参照。
- (6) 財産法の会計観は、オスバールの後掲書に例を見ることができる。
- (7) 秋葉賢一、『エッセンシャル IFRS』中央経済社 2015、p. 34 参照。
- (8) あずさ監査法人 IFRS 本部編『IFRS のしくみ』中央経済社 2011。
- (9) 拙著『最新財務諸表論』ビジネス教育出版社 2004、pp. 86~90 , pp. 136~138。
- (10) 資産、負債、収益、費用等の概念に関するこのような認識は、シュマーレンバッハの後掲書に体系的に述べられている。
- (11) 拙著『会計学原理』税務経理協会 2000、pp. 76~77。
- (12) 拙稿「企業価値およびのれん」LEC 会計大学院紀要 13 号、2015. 12、p. 51 以下参照。
- (13) 損益法の原理体系を叙述した Peyton およびトリルトンの書物では、検証可能にして客観的証拠の重要性が強調されている

(参考文献)

- 徳賀芳弘「会計における利益観—収益費用中心観と資産負債中心観」斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社 2002。
- 拙稿「引当金会計の現代的意義—収益費用法と資産負債法に係わらせて」LEC 会計大学院紀要 2011. 3 No. 8。
- 拙稿『企業会計基準の構造』実務会計社 1966。
- 秋葉賢一『エッセンス IFRS』中央経済社 2011。
- あずさ監査法人 IFRS 本部編『IFRS のしくみ』中央経済社 2011。
- 秋葉賢一『会計基準の読み方』中央経済社 2014。
- 角ヶ谷典幸「会計観の変遷と収益・利益の認識・測定パターンの変化」企業会計 2015、67/9。
- 岩崎勇「IFRS 概念フレームワークにおける測定問題について」産業経理 2013. 4、Vol. 73/ No. 1。
- 今村猛「純損益とその他の包括利益についての一考察」産業経理 2015. 4、
- 黒澤 清著『近代会計学』春秋社 1964。
- 松下真也「資産負債アプローチの歴史的検討」企業会計 2016. 11、68/11
- Harvey T Deinzer, *Development of Accounting Thought*, Holt, Rinehart and Winston, Inc. 1965。
- A. C. Littleton, *Accounting Evolution to 1900*, American Institute Publishing Co. Inc. 1933。
- Eugen Schmalenbach, *Die Dynamische Bilanz*, 11. Auflage, Westdeutscher Unternehmung, 1956。
- Wilhelm Osbar, *Die Bilanz vom Standpunkt der Unternehmung*, Dritte Auflage, 1923。
- W. A. Paton and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940 .。
- Henry R. Hatfield, *Modern Accounting*, D Appleton and Co. 1918。